

報告第1号

債権放棄の報告について（夜間急病センター診療費自己負担金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、夜間急病センター診療費自己負担金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

1 放棄した債権の名称 夜間急病センター診療費自己負担金

2 債権を放棄した日 令和3年12月8日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 29年度	2	14,410	
条例第6条第1項 第1号に該当				
合計		2	14,410	

4 時効の根拠及び時効期間 旧民法第170条第1号 3年

報告第2号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金三田 2603 番 1 先 市道堀金 1425 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 12 月 14 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市豊科 3529-1

氏名 ヤマト運輸株式会社 安曇野インター営業所長 野本 一也

2 事故の概要

令和 3 年 9 月 17 日、被害者の貨物自動車は宅配業務のため市道を走行中、対向車とすれ違い時に道路左側に寄ったところ道路上の縞鋼板を跳ね上げ、その端部により助手席側ドア下部、フェンダー等車体を損傷した。運転者に怪我はなかった。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者である市の安全管理不備によるものとして、安曇野市の過失を 100%とする。

よって安曇野市は損害賠償請求者に対し損害の解決金として、157,179 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。